

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 3年 4月 10日

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

届出の区分

項番	3
5	4
2	

該当する区分(1又は2)を記入

(1. 全部の業種の廃業)
(2. 一部の業種の廃業)

岐阜市司町1
株式会社 岐阜葺田工務店
代表取締役 葺田 建一郎

届出者

※一部廃業の場合の同時提出書類
○専任技術者について
廃業する業種を担当していた専任技術者について、
①又は②のいずれかを同時に提出
①引き続き専任技術者となる場合(他の業種を担当等)
→ 様式第8号 専任技術者証明書 及び 様式第22号の2 変更届出書
②専任技術者でなくなる場合(退職、国家資格者等の追加等)
→ 様式第22号の2 変更届出書 及び 様式第22号の3 届出書
* 国家資格者等の追加時は、様式第11号の2も添付

○「従たる営業所」がある場合
廃業する業種が「従たる営業所」の営業業種であった場合は、
「様式第22号の2 変更届出書(第一面)及び(第二面)」を提出

大臣 コード
知事

許可番号

5	5	2	1
---	---	---	---

国土交通大臣 許可(一般 01) 第 9999999 号

許可年月日

令和 01年 05月 10日

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

記

廃止した建設業

5	6	2																	
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

届出時に許可を受けている建設業

5	7	2	2	2	2	1	1												
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

項番56: 廃業する業種
項番57: 現在許可を受けているすべての業種
について、一般「1」、特定「2」を記入
*「1.全部廃業」の場合、項番56・57に同じ数字を記入

(1. 一般)
(2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分

5	8	
---	---	--

「行政庁側記入欄」は記入しない

決裁年月日

5	9	令和		年		月		日
---	---	----	--	---	--	---	--	---

【備考】

廃業等の年月日 令和 3年 4月 1日

廃業等の理由

- 許可に係る建設業者が死亡したため
- 法人が合併により消滅したため
- 法人が破産手続開始の決定により解散したため
- 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
- 許可を受けた建設業を廃止したため

該当する番号を「○」で囲む

※ 許可を受けた後に、次の事項に該当した場合は、30日以内に廃業届を提出しなければなりません。
また、廃業の理由ごとに届出をすべき者が定められております。廃業届の提出に当たっては、適法な届出者であるかどうかを窓口で確認しますので、廃業届と併せて下記の資料をご持参ください。

廃業等の理由	届出をすべき者	提出していただく資料(写し可)	原本を確認する資料(提出不要)
(1) 許可を受けた建設業者(個人)が死亡したとき	相続人		戸籍謄本等 (相続関係及び死亡年月日がわかるもの)
(2) 法人が合併により消滅したとき	役員であった者	登記事項証明書(合併により法人が消滅したことがわかる、消滅した法人のもの)	
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人	登記事項証明書(破産したことが確認できるもの)又は破産管財人の証明書(裁判所照明のものに限る)	
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人	登記事項証明書(法人が解散したことが確認できるもの)	
(5) 許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき	許可を受けた者(代表者)		法人の場合: 登記事項証明書 (届出時点の法人代表者がわかるもの)